

試行実施

市役所窓口の 受付時間が変わります

試行的に市役所窓口の受付時間を一部短縮します。試行期間中に効果や影響を確認し、今後の本格的な運用に向けて、対象窓口や受付時間、必要な対策などを検討します。
ご不便をおかけする場合がございますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

試行内容

試行期間

令和8年12月1日～令和9年11月30日

窓口受付時間

9:00～16:30

電話受付時間は、一部を除き9:00～17:00です。



対象の窓口

本庁舎

1 階

市民課

国保年金課

障がい者支援課

2 階

地域福祉課

高齢福祉課

健康増進課

こども家庭課

こども保育課

3 階

税務課

納税課

各支所

北会津／河東

各市民センター

湊／大戸／北／南／一箕／東

各公民館

北会津／河東／湊／大戸／北／南／一箕／東／神指分館

- ・公民館は、貸館の予約や使用料の支払い手続きが、平日9:00～16:30となります。
 - ・公民館の施設利用は、土日祝含む9:00～22:00で変更ありません。
- なお、17:00以降の貸館予約がない場合は、17:15で閉館します。

増えてます！窓口に行かなくてもできる手続き

コンビニ交付

証明書の発行

※税証明を除く



コンビニ納税

市税などの納付



オンライン手続き

24時間いつでもOK

対象手続きはこちら➡

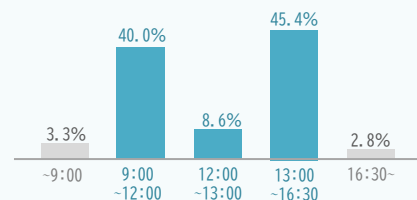


なぜ受付時間を短くするの？

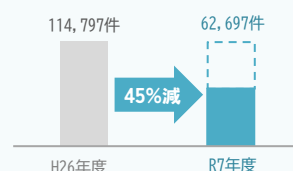
背景

- 来庁される方の約94%が9:00～16:30の間に受付を行っています。
- 住民票などの証明書のコンビニ交付は約30%、オンラインによる転出手続きは約20%の人が利用しており、窓口での手続き件数が減少しています。
- 職員の勤務時間と窓口受付時間が同じであるため、職員間の情報共有や課題の検討、研修などに十分な時間を確保するのが難しい状況です。
- 窓口の準備や締め作業（集計作業など）を勤務時間外に行うことが多いため、日常的に時間外勤務手当が発生しています。

本庁の試行対象職場における
時間帯別の来庁者割合



市民課の証明書交付の
窓口手続き件数



目的

● さらなる業務の効率化による市民サービスの向上

業務改善のための職員同士の話し合いや研修などの時間を確保し、さらなる業務の効率化による市民サービスの向上を目指します。

● 人件費（時間外勤務手当）の削減

窓口の準備や締め作業（集計作業など）を勤務時間内に行い、限られた税金を有効に活用します。

● 働きやすい職場環境を整えることによる安定した行政サービスの提供

窓口の準備や締め作業（集計作業など）による日常的な時間外勤務を減らし、働きやすい職場環境を整えることで職員の離職を防ぎます。また、人材の確保にもつながっていくことで、将来にわたり安定した行政サービスを提供し続けられるようにします。

Q&A

Q 職員の勤務時間は変わりますか？

職員の勤務時間に変更はなく、8:30～17:15となります。

Q 窓口受付時間外は、職員は何をするのですか？

窓口業務の準備・締め作業（集計作業など）の他、情報共有やケースワーク（市民への個別支援）、課題の検討、新たな支援策の企画立案、研修などの業務改善・市民サービス向上のための時間に充てます。

Q 電話での問い合わせ時間も短くなりますか？

電話での対応時間は、一部を除き9:00～17:00となります。

Q 対象窓口以外の受付時間は？

対象窓口以外の窓口受付時間と電話対応時間は、基本的にこれまでどおり8:30～17:15です。